（後写鏡）

第 267 条　原動機付自転車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪の原動機付自転車及び三輪の原動機付自転車であって車室（運転者が運転者席において原動機付自転車の左外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下、本条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員、歩行者等の保護に係る性能等に関し、保安基準第 64 条の２第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、二輪の原動機付自転車及び最高速度 20km/h 未満の原動機付自転車に備えるものについては第２号及び第３号の規定は、適用しない。

一　容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

二　取付部附近の原動機付自転車の最外側より突出している部分の最下部が地上 1.8 ｍ以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

三　車室内に備えるものは、別添 80「車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準」に定める基準を準用する。

四　運転者が運転者席において、原動機付自転車（付随車を牽引する場合は、付随車）の左右の外側線上後方 50 ｍまでの間にある車両の交通状況及び原動機付自転車（牽引する原動機付自転車より幅の広い付随車を牽引する場合は、牽引する原動機付自転車及び付随車）の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、二輪の原動機付自転車にあっては原動機付自転車の左右の外側線上後方 50 ｍまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。この場合において、取付けが不確実な後写鏡及び鏡面に著しいひずみ、くもり又はひび割れのある後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

２　ハンドルバー方式のかじ取装置を備える原動機付自転車であって車室を有しないものに備える後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し保安基準第 64 条の２第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　容易に方向を調整することができ、かつ、一定方向の保持をできる構造であること。

二　歩行者等に接触した場合において、衝撃を緩衝できる構造であり、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。

三　運転者が後方の交通状況を明瞭かつ容易に確認できる構造であること。

３　次に掲げる後写鏡は、前項第３号の基準に適合しないものとする。ただし、平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された原動機付自転車に備える後写鏡にあっては、第２号から第４号までの規定によらないことができる。

一　鏡面に著しいひずみ、くもり又はひび割れがあるもの

二　鏡面の面積が 69cm^2 未満であるもの

三　その形状が円形の鏡面にあっては、鏡面の直径が 94mm 未満である、又は 150mm を超えるもの

四　その形状が円形以外の鏡面にあっては、当該鏡面が直径 78mm の円を内包しないもの、又は当該鏡面が縦 120mm、横 200mm（又は横 120mm、縦 200mm）の長方形により内包されないもの

4　第２項の後写鏡の取付位置、取付方法等に関し保安基準第 64 条の２第４項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　後写鏡の反射面の中心が、かじ取り装置の中心を通り進行方向に平行な鉛直面からの 280 ㎜以上外側となるように取り付けられていること。この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

二　運転者が運転者席において、容易に方向を調整することができるように取り付けられていること。

三　原動機付自転車の左右両側（最高速度 50 ㎞/h 以下の原動機付自転車にあっては、原動機付自転車の左右両側又は右側）に取り付けられていること。

5　施行規則第 62 条の３第１項の規定により型式の認定を受けた原動機付自転車に備える後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、第２項各号及び前項各号の基準に適合するものとする。